



鳥獣保護管理法と 法に基づく保護管理制度の理解

自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

令和8年2月

1 鳥獣による被害と捕獲者の不足

- ・鳥獣の生息状況や被害状況
- ・狩猟免許所持者の推移
- ・自衛官OB・警察職員OBの皆様と鳥獣被害対策の関わり

2 鳥獣保護管理法と法に基づく保護管理制度

- ・鳥獣保護管理法の解説
- ・狩猟と管理捕獲

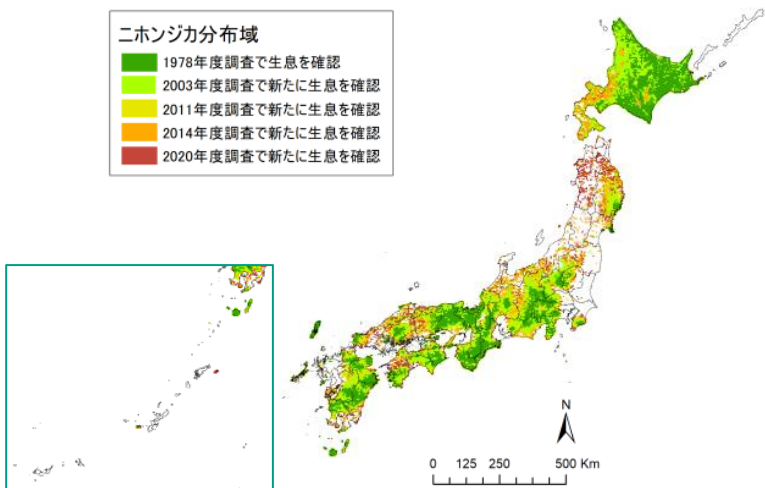
3 狩猟免許について

- ・狩猟免許の取得方法についての解説

野生鳥獣の分布域の拡大

ニホンジカ分布域

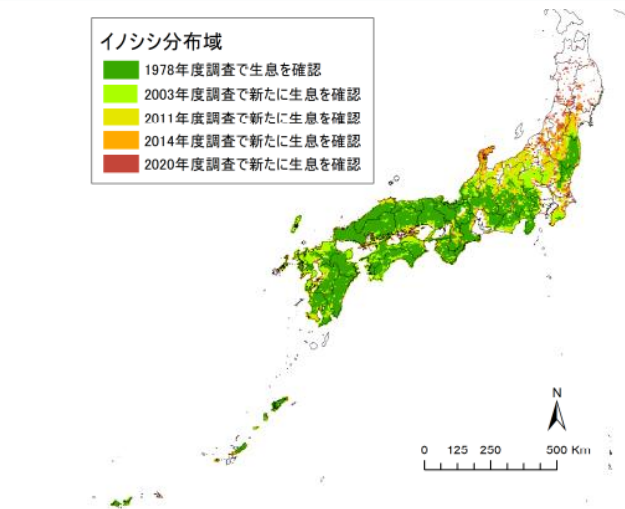
- 1978年度調査で生息を確認
- 2003年度調査で新たに生息を確認
- 2011年度調査で新たに生息を確認
- 2014年度調査で新たに生息を確認
- 2020年度調査で新たに生息を確認



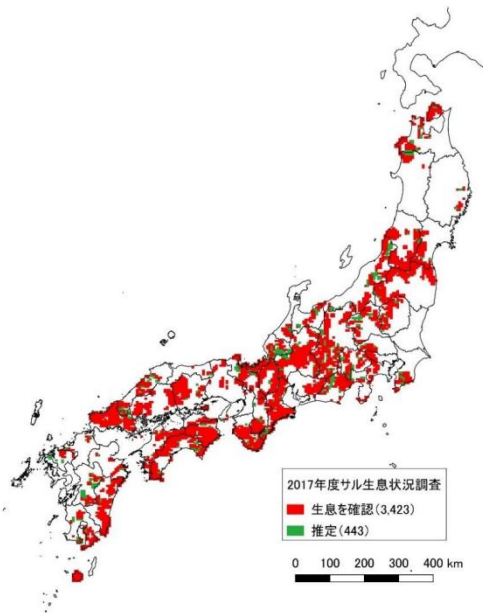
シカ 1978年→2020年 **約2.7倍**

イノシシ分布域

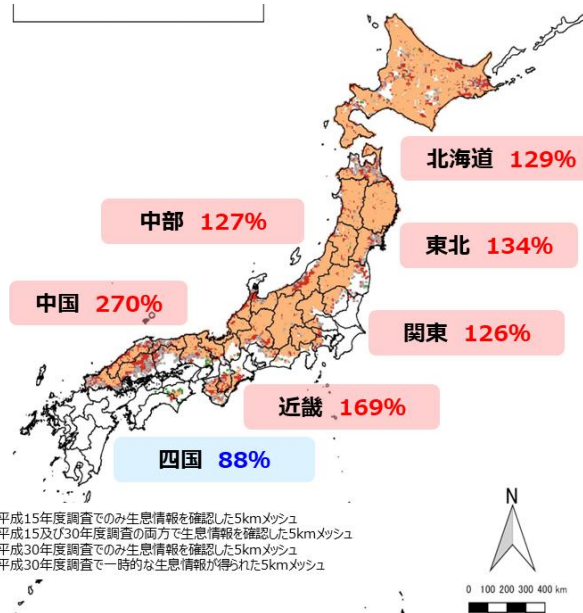
- 1978年度調査で生息を確認
- 2003年度調査で新たに生息を確認
- 2011年度調査で新たに生息を確認
- 2014年度調査で新たに生息を確認
- 2020年度調査で新たに生息を確認



イノシシ 1978年→2020年 **約1.9倍**



サル 1978年→2018年 **約1.7倍**



クマ 2003年→2018年 **約1.4倍**

野生鳥獣による被害（ニホンジカの採食圧による下層植生の衰退）

大台ヶ原



剣山

(高知県鳥獣対策課提供)

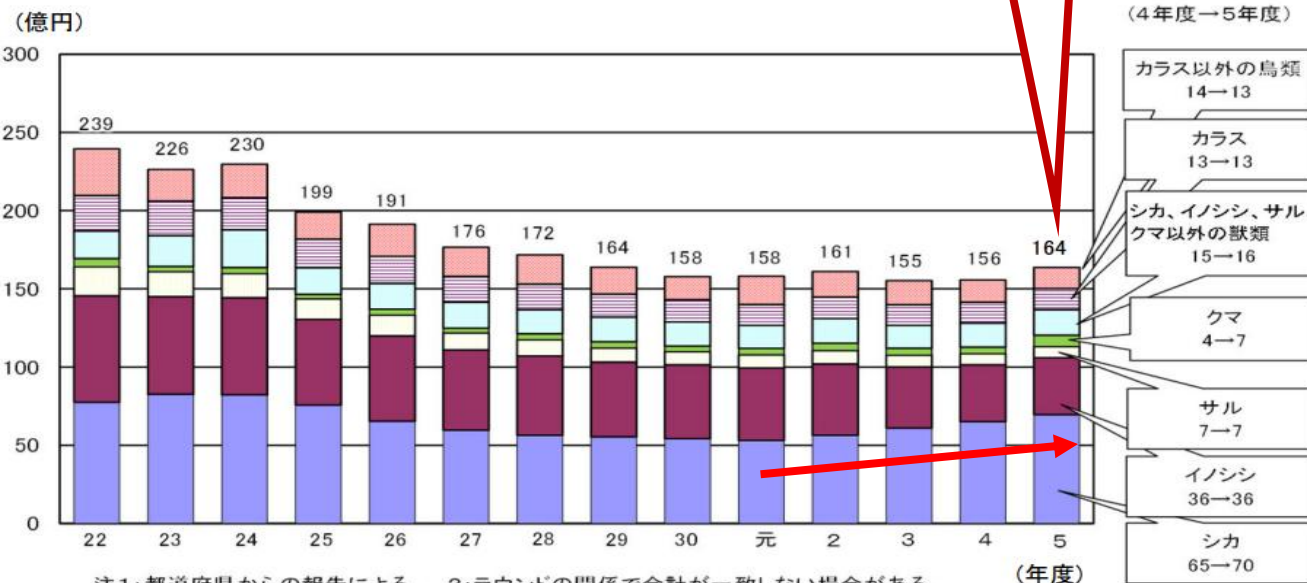


2002年

2008年

農作物被害金額の推移

164億円



注1: 都道府県からの報告による。 注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

農林水産省ウェブサイトから



シカに食害されたダイズ

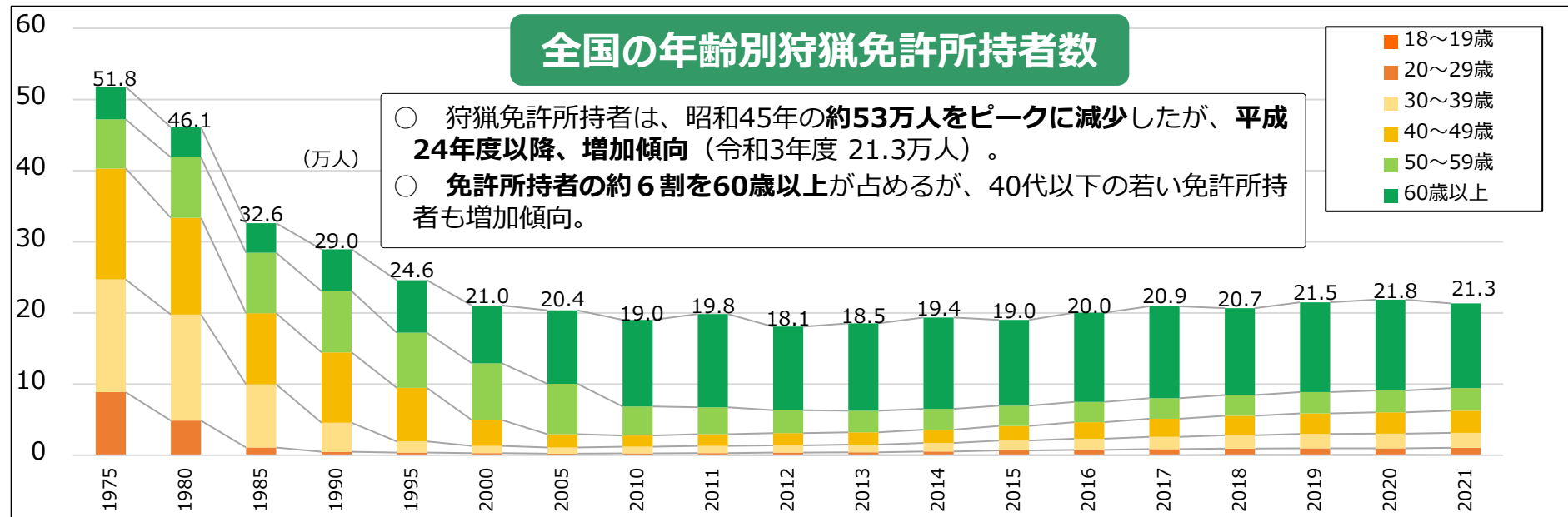
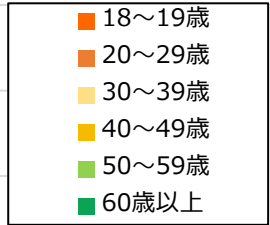


イノシシによる水稻の踏倒

狩猟免許所持者数 1975(S45)~2021(R3)

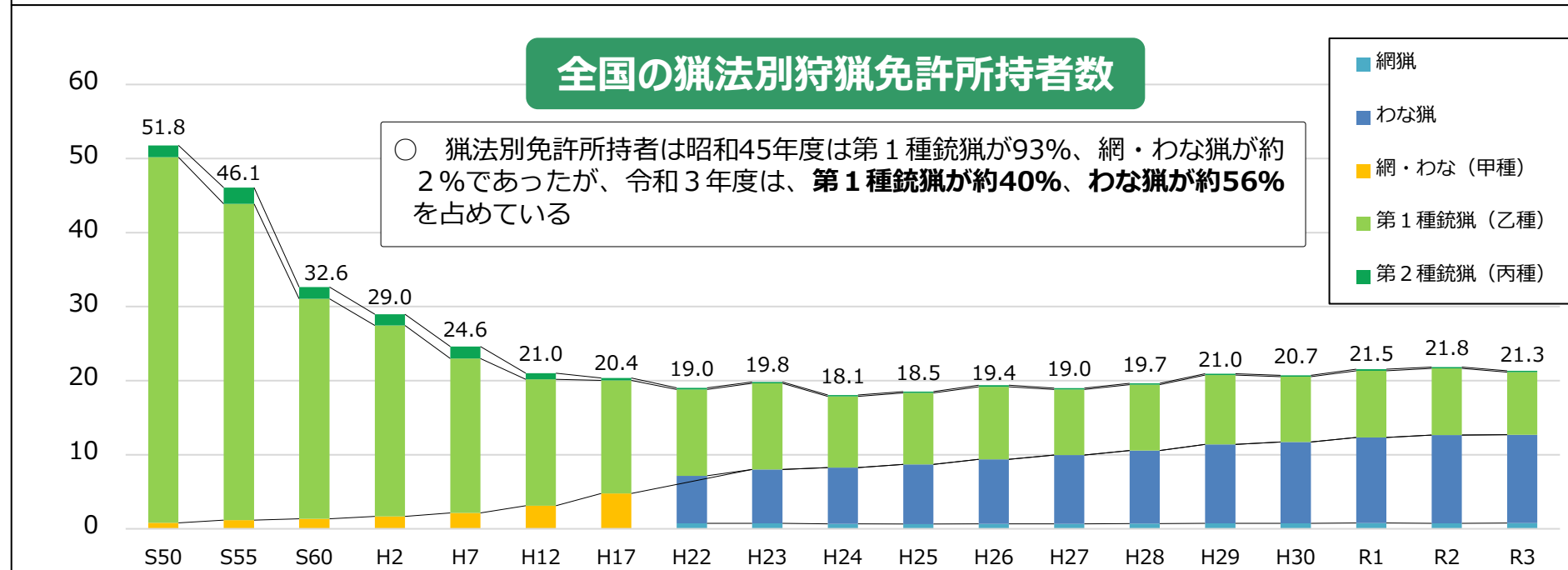
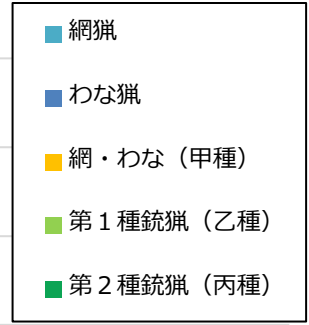
全国の年齢別狩猟免許所持者数

- 狩猟免許所持者は、昭和45年の約53万人をピークに減少したが、平成24年度以降、増加傾向（令和3年度 21.3万人）。
- 免許所持者の約6割を60歳以上が占めるが、40代以下の若い免許所持者も増加傾向。



全国の猟法別狩猟免許所持者数

- 猟法別免許所持者は昭和45年度は第1種銃猟が93%、網・わな猟が約2%であったが、令和3年度は、第1種銃猟が約40%、わな猟が約56%を占めている



1. 狩猟免許を持っていないが、興味がある方

→狩猟免許を取得し、狩猟者としての第一歩を踏み出す

狩猟ポータル



2. 狩猟免許を持っていて、活躍の機会を増やしたい方

→高度な技術をもつ捕獲者として、お近くの認定事業者で働く

認定鳥獣捕獲
等事業者



→鳥獣被害防止対策実施隊の隊員として活躍する

鳥獣被害防止
対策実施隊



→緊急銃猟の捕獲者として活躍する

緊急銃猟パンフレット



(緊急銃猟の捕獲者に求められる要件

銃猟免許を持っている、過去3年以内に大型獣の捕獲経験がある、1年間に2回以上の銃猟又は射撃練習をしている)

▼警察職員及び自衛官の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071219.html>

2 鳥獣保護管理法と法に基づく保護管理制度

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

1. 鳥獣保護管理法の目的（第1条関係）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること

2. 鳥獣保護管理法の対象となる野生鳥獣（第2条関係）

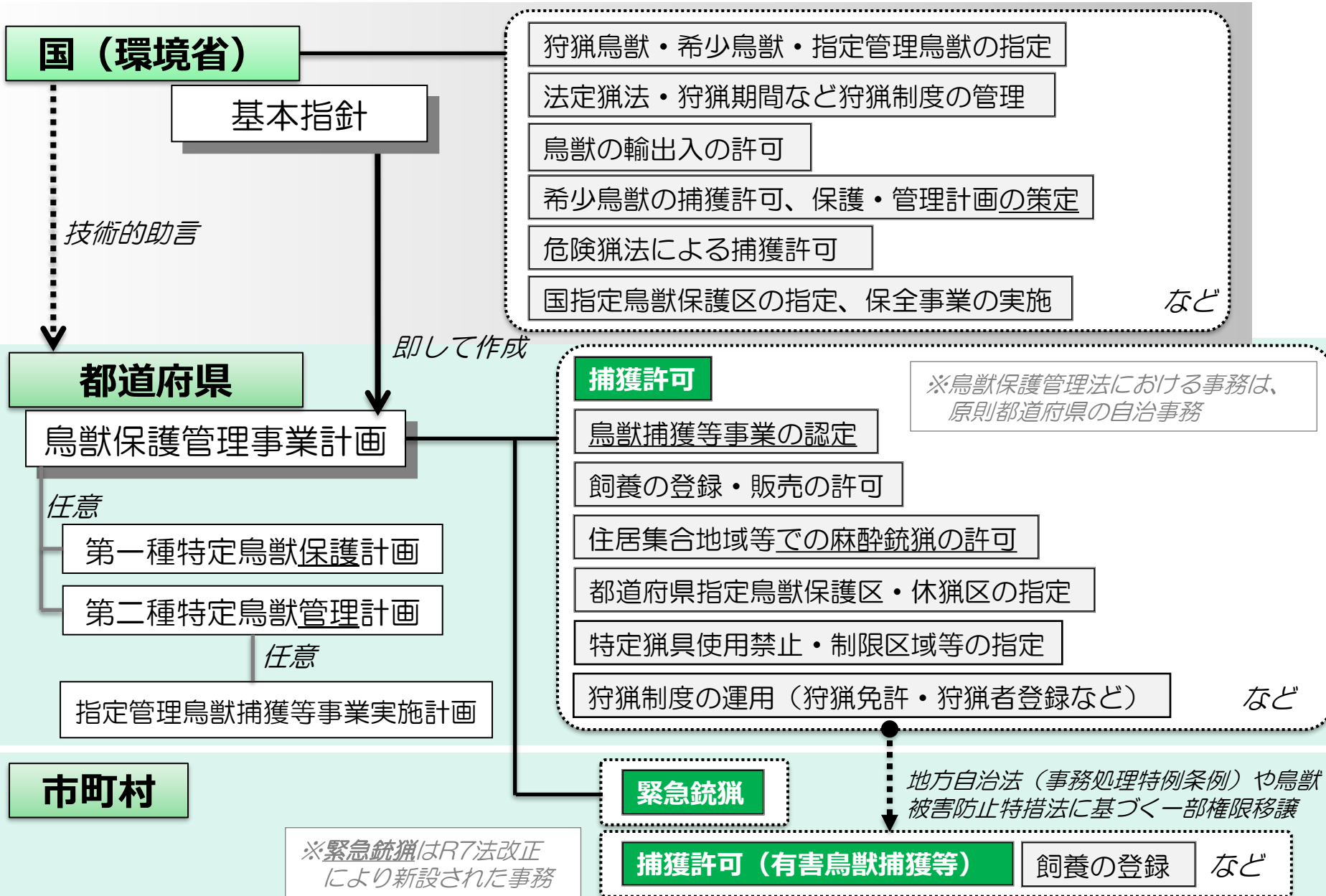
「鳥獣」を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義

3. 鳥獣保護管理法における規制の内容

鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定

2 鳥獣保護管理法と法に基づく保護管理制度

鳥獣保護管理法における国・都道府県・市町村の関係



2 鳥獣保護管理法と法に基づく保護管理制度

鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、以下の場合を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、**都道府県知事等の許可が必要**

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟) 法第11条	許可捕獲 法第9条			指定管理鳥獣 捕獲等事業 法第14条の2	緊急銃猟 法第34条の2
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害の防止)	鳥獣の管理 (個体数調整)		
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等 の防止	生息数または生息範囲の抑制		人の生命又は身体に 対する危害の防止
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンカ・イナジ・ク マ類)	危険鳥獣 (イナジ、クマ類)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)				銃器
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間	危害防止の措置を 緊急に講ずる必要 があるとき
実施区域	鳥獣保護区や休 猟区等の狩猟禁 止の区域以外	許可された区域			事業実施区域	人の日常生活圏
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関	市町村長
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等	市町村の職員又は 市町村長から委託を 受けた者
必要な 手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託	市町村長からの指示 又は委託

2 鳥獣保護管理法と法に基づく保護管理制度

- 狩猟とは、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことであり、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等は禁止
- 狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録が必要

狩猟免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器 単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃 ※コルクを発射するものを除く	くくりわな はこわな はこおとし 囲いわな	むそう網 はり網 つき網 なげ網

狩猟について

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。
実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年**狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要**。

狩猟期間

北海道以外：1月15日～2月15日
北海道：10月1日～1月31日
(第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある)

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円 (11,000円)
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円 (5,500円)
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※ () 内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者(農林水産業従事者を除く)以外の者。

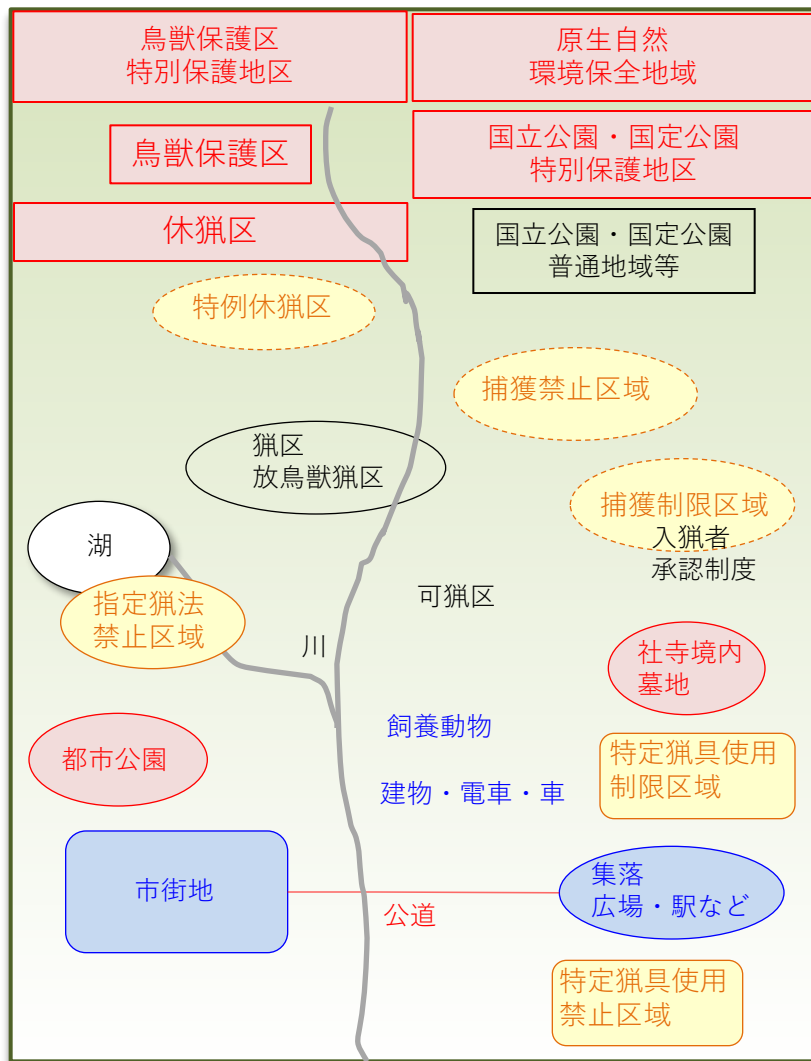
※放鳥獣猟区のみに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。

※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減(H27年度～)

※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税(H27年度～)。

2 鳥獣保護管理法と法に基づく保護管理制度

狩猟可能な区域



狩猟可能な区域：下記の区域以外の区域

狩猟が禁止されている区域

- 原生自然環境保全地域
- 国立公園・国定公園特別保護地区
- 鳥獣保護区（特別保護地区含む）
- 休猟区
- 都市公園
- 社寺境内・墓地・公道

銃による捕獲が禁止されている区域・対象

- 住居集合地域（市街地や集落）
- 広場・駅など
- 建物・電車・車・船舶・飼養動物に向かっての銃猟など

特定の条件下で狩猟が禁止・制限されている区域

- 特定猟具使用禁止区域（銃猟、くりわななど）
- 特定猟具使用制限区域（銃猟、くりわななど）
- 指定猟法禁止区域（鉛弾など）
- 特例休猟区（第二種特定鳥獣のみ）
- 捕獲禁止区域（特定の種・期間・猟法）
- 捕獲制限区域（特定の種・期間・猟法）

船舶 海

(注) 狩猟が禁止されている区域であっても、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業は可能

3 狩猟免許について

○ 狩猟免許を取得するには

1. 試験情報をチェック

→インターネットで狩猟免許申請先と
受付期間をチェック

2. 必要に応じて申請先に問い合わせ

→免許の種類ごとに、各都道府県において、毎年複数回実施
→受験の申込みや、試験に関する日時や場所、申請書類等の詳細については、お住まいの都道府県の担当部署まで

※銃猟を行うためには、別途銃刀法に基づく所持許可が必要です。詳しくは最寄りの警察署でご確認下さい。

3. 必要書類の準備

→様式をインターネットでダウンロードまたは
窓口で取得
→書類を作成、申込



- ①インターネットでダウンロード
又は窓口で様式を取得
- ②書類を作成
 - ・ 狩猟免許試験申請書
 - ・ 医師の診断書
 - その他必要書類
- ③申込み



※受験料（5,200円）が必要です。

▼狩猟ポータル「ハンターになるには」（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort8/hunter/license.html>

3 狩猟免許について

- 狩猟免許の有効期間 3年（要更新）
- 受験資格 銃 20歳以上、網・わな 18歳以上等
- 試験の種類
 - ① 適性試験（視力、聴力等）
 - ② 技能試験（猟具の使用方法等）
 - ③ 知識試験（合格基準：70%以上）

1 狩猟免許申請書

<記載項目>

- 住所、氏名、生年月日
- 受験しようとする狩猟免許の種類
- 猟銃や空気銃の所持許可証の番号及び交付年月日 等

2 猟銃・空気銃所持許可証の写し（既に所持許可を取得している方のみ） …… 1枚

または
医師の診断書 …… 1枚
統合失調症や そううつ病、てんかん、麻薬や覚せい剤の中毒者でないことの証明

3 写真（受験票の所定欄に貼ること） …… 1枚 ※電子での申請も可

縦3cm×横2.4cm
申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真

4 狩猟免許申請手数料（下記金額相当の現金または収入証紙にて納付すること）

- 免許1種類につき5,200円（同時に2種類の免許について申請する場合は10,400円）

5 返信用封筒

※都道府県によって、不要な場合あり

お住まいの
都道府県へ申請

3 狩猟免許について

狩猟免許の取得

狩猟免許の種類毎に、**住所地のある都道府県知事が行う試験を受験**し、合格すると狩猟免許が交付。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）
免許は全国で有効。

狩猟免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

狩猟免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。

3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。

更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1000円）

3 狩猟免許について

○ 狩猟免許試験

狩猟免許試験は、①知識試験、②適性試験、③技能試験の計3種類からなります。知識試験は、三者択一の問題となっています。知識試験・技能試験は70%以上の得点、適性試験は全ての項目について基準を満たせば合格です。

①知識試験

問題数 : 計30問、制限時間 : 90分

合格基準 : 正答率70%以上

【設問】

- 法令や狩猟免許制度等に関する知識
- 猟具の種類や取り扱い等に関する知識
- 狩猟鳥獣や狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の生態等に関する知識
- 個体数管理の概念等、鳥獣の保護管理に関する知識

②適性試験

合格基準 : 視力、聴力、運動能力について、以下の基準以上

【視力】

- わな猟・網猟の場合・・・両眼0.5以上であること
- 第一種、第二種銃猟の場合・・・両眼0.7以上、片眼0.3以上であること

【聴力】 ※補聴器の使用が可能

10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること

【運動能力】 ※補助具の使用が可能

四肢の屈伸、拳手及び手指の運動等が可能であること

3 狩猟免許について

○ 狩猟免許試験

③**技能試験** ※免許の種類によって、試験内容が異なる

合格基準：70%以上の得点（減点方式、30点減点で失格）

【鳥獣判別】 ※判別を間違えた場合、1種類につき2点減点

全猟具（共通）・・・狩猟鳥獣と非狩猟鳥獣について16種類を判別

※対象となる狩猟鳥獣は、免許の種類によって異なる（例：わな猟は、獣類のみ）

【猟具の取り扱い】 ※取り扱いができなかった場合、最大31点減点

・わな猟、網猟の場合

使用可能猟具と禁止猟具を判別し、使用可能猟具1種類について、捕獲可能な状態に組み立てを実施

・第一種銃猟の場合

銃器の点検、分解及び結合、模造弾の装填、射撃姿勢、脱包操作、団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受け渡し、休憩時の銃器の取り扱い、空気銃の操作（圧縮操作、装填、射撃姿勢）を実施

・第二種銃猟の場合

圧縮操作、装填、射撃姿勢を実施

【目測】 ※第一種銃猟・第二種銃猟のみ試験を実施、間違えた場合、1種類につき5点減点

第一種銃猟の場合 300m、50m、30m、10mの目測を実施

第二種銃猟の場合 300m、30m、10mの目測を実施

3 狩猟免許について

猟銃・空気銃

銃刀法に基づく 銃砲所持許可申請手続

※講習会の受講や考査に合格する必要があります。
※所持に際し、警察による各種調査が行われます。

猟銃・空気銃譲受

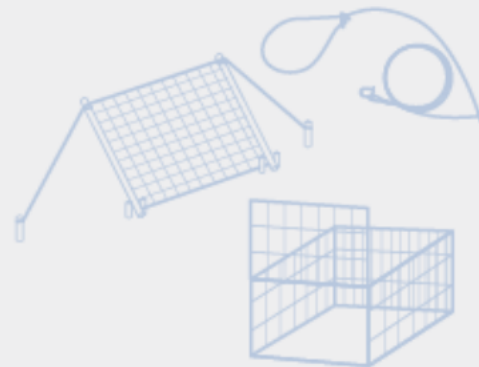
猟銃・空気銃確認

※所持後、14日以内に管轄警察署に持参し、
猟銃の確認を受けなければなりません。

わな・網

法定猟具の購入 (または製作)

※猟具の所持に関する手続きは不要です。
猟具の購入先、製作方法等は、猟友会に
お問い合わせください。



銃の所持には各都道府県公安委員会の許可が必要（講習会や技能検定あり）

- 銃器の所持許可（銃刀法）
- 実包、火薬等の譲渡（火薬類取締法）

一定数量を超える実包等の譲渡には各警察署等の許可が必要

3 狩猟免許について

狩猟免許試験は、
普段接することの少ない法令（「鳥獣保護管理法」、「銃刀法」、「火薬類取締法」など）、
野生鳥獣の知識、猟具に関する知識を幅広く問われる

対策として



- 猟友会が実施している事前講習会（初心者講習。特に猟銃の取り扱い実技）があることから、各都道府県の猟友会に相談いただきたい
- 都道府県・市町村では、様々な支援（イベント開催、銃所持や射撃訓練への補助など）を行っているため、近隣の自治体に相談いただきたい
- その他、関連する情報、テキスト等として
「[環境省 狩猟ポータル](#)」、
「[狩猟読本（一般社団法人大日本猟友会発行）](#)」等
を参考にしていきたい